

写

| | |
|-------|-----------|
| 受理番号 | 陳情第3号 |
| 受理年月日 | 令和5年5月17日 |

陳 情 書

二宮町議会議長 根岸ゆき子 様

2023年5月17日

陳情者 中里1057-1-1 渡辺たけ子 印
二宮741-1 村上梅司 印
二宮331-8 杉山みか 印
二宮331-8 杉山順平 印
二宮1130-8 峯尾圭太 印
二宮1130-8 峯尾貴代江 印
中里1107-3 森山智美 印
百合が丘1-15-9 八坂ゆうな 印
百合が丘1-15-9 八坂慎吾 印
二宮617-102 中居里美 印
山西2075-21 久岡寛子 印
二宮233 増田育美 印
富士見が丘2丁目20-18 安部川麻亜沙 印
二宮91-79 松川奈月 印
富士見が丘2丁目9-12 小池絵美子 印
百合が丘1-17-19 鈴木若葉 印
百合が丘1-12-16-17 福井尚子 印
平塚市笠屋32494 村越史子 印

携帯基地局設置について設置・変更手続き条例の制定を求める陳情

スマートフォン・携帯電話(まとめて、携帯電話と呼称)は、暮らしの中でなくてはならないものになっています。一方で、携帯電話基地局から発せられる電磁波による健康被害が報告されています。近隣市町でも、携帯基地局が隣地に設置され、居住者がたいへんな思いをされている例や引っ越しを余儀なくされるというケースが生まれています。全国では事業者と居住者のみならず、居住者と携帯電波塔を設置した土地所有者などの間で紛争となるケースも生まれています。

さらに、今後、4Gからデータ搬送量がさらに大きい5Gへの切り替えが進むことによって、その特性から健康被害の発生や、近隣住民の心配がさらに拡がるのが想定されます。しかしながら、国が定める基準を越えて、電磁波の強さについて自治体独自に規制することができないため、地域住民の安心を保障し、地域での紛争を未然に防ぐために、基地局の新規設置や変更について事業者からの事前説明会開催が必要です。全国でもいくつかの自治体で事業者からの事前説明会開催を義務化する条例が制定されており、町でもこの条例の実現を求めます。

陳情項目:

町内でのすべての携帯電話基地局の新規設置や変更にあたっては、事前申請とし、町民から要望があれば、携帯事業者による町民に対する事前の説明会開催を義務づける条例を速やかに制定すること。